

うるま市指定給水装置工事事業者 更新指定申請の案内

- ◆ うるま市給水条例の適用される区域内における、給水装置の工事は、うるま市給水条例第7条第1項により「指定」を受けたものが、施工することとなっています。
- ◆ この「指定」を受ける為の手続きは、以下のとおりです。

提出書類：《記入例及び注意書きに沿って記入し、提出して下さい。》

※提出していただいた書類に記載されている内容は、一部公開の対象となります。

	個人	法人	備 考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)	○	○	表面と裏面があります(両方とも記入して下さい)
「誓約書」(様式第2)	○	○	代表者印を押してください。
「給水装置工事主任技術者選任・解任届」(様式第3)	○	○	提出は指定から二週間以内となっていますが、なるべく指定申請時に提出してください。 別添：確認書類(免状のコピー)
機械器具調書	○	○	管の切断用(金切りのこ等)、管の加工用(やすり、パイプねじ切り器等)、接合用(トーチランプ、パイプレンチ等)、水圧テストポンプ、これらは必須。(要写真※1)
「住民票」	○	—	発効日から3ヶ月以内のものを提出してください。
「定款の写し」	—	○	直近のものを添付して下さい。 ※財団法人の場合は「寄附行為」の写し
「履歴事項全部証明書」	—	○	発効日から3ヶ月以内のものを添付して下さい。 (※2)
事業所位置図・写真・その他	○	○	写真：建物全体、カンパンの文字が確認できる写真等。 その他：E-mail アドレス、緊急連絡先、FAX などがあれば記載してください。
更新時確認事項調査票	○	○	・指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内) 業務内容 (休業日・営業日、営業時間、漏水修繕、対応工事等について) ・給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内) ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※1：写真は「管の切断用」「管の加工用」「接合用」「水圧テストポンプ」それぞれ1種1枚以上。

※2：広域指定のため二カ所以上へ同時申請の場合には、原本提出先が明らかな場合にコピー可とする。

コピーした登記事項証明書表紙余白に「原本は〇〇市へ提出」と記入して下さい。

更新認可手数料：13,000円

その他：支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。(更新ではありませんので注意してください。)

受付：うるま市水道部 工務課 給水係

〒904-2241 沖縄県うるま市字兼箇段896番地

TEL:098-975-0306